

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、徳島市吉川英治の請求に係る監査の結果を、平成16年3月17日決定したので、次のとおり公表する。

平成16年3月22日

徳島県監査委員 四十宮 懇一
同 藤江 駿吉
同 嘉見 博之
同 福山 守

第1 請求の受付

平成16年2月6日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づく陳述の機会については、請求人からは陳述を行わない旨の意思表示があり、また、新たな証拠も提出されなかった。

2 監査対象機関

農林水産部農林水産政策課を監査対象とした。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

第4 決定の理由

1 請求の要旨

平成15年4月1日から平成15年11月21日までの徳島県農林水産部長錦野斌彦の電報の使用状況を情報公開したところ別紙のとおり公開された。

公開された内容はすべて弔電である。

慶弔儀礼は行政行為に全く関係のない私に関するものである。このために公費の支出などは考えることが出来ないものである。ただ、雇主としての徳島県が団体名で職員に弔意を表すために弔電を送ることは社会通念として許されるかもしれない。

職員の家族のご不運に対し職員間の儀礼行為として弔意を表し、あるいは香料を包み、または告別式に参列するこれらの行為はすべて私的な行為であり何ら公務に関する行為ではない。それも関わらず錦野部長は公費を使って弔電を送っている。徳島県（農林水産部）としての団体の弔電であれば許されるかとも思うが、農林水産部長錦野斌彦と個人名が使われている限り公費を使用することは許されない。

錦野部長は徳島県行政のトップにある。特に人事課長、総務部次長等を歴任し服務規律の遵守や虚礼廃止を職員に指示してきた。服務規律は公務員倫理の確立によって担保される。その基本は常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自ら属する組織のための私的利害のために用いることのないように徹底されている。その経験からいって本件公私混同は非常に悪質といわざるをえない。

職員間の内々の儀礼行為に公費を使用することは絶対許されるものではなく、本件支出は公私を混同し私的に対応しなければならないものを安直に公費で対応し徳島県に損害を与えていた。

よって、本11件の弔電代金22,020円を徳島県に返還するよう善処されたい。

また、徳島新聞の資料（別紙）によると、祝電があるが今回の情報公開では開示がなかった。事実を明らかにして欲しい。

最期に弁明の機会は辞退しますので念のため申し添えます。

（以上、原文のまま掲載（別紙省略））

2 判断

（1）請求書の要旨から、請求人の主張を整理すると、農林水産部長名で送付した職員に対する弔電は行政行為に全く関係のない私に関するものであり、このような儀礼行為に公費を使用することは絶対に許されるものではなく、11件の弔電（以下「本件弔電」という。）の送付に要した代金22,020円を県に返還させるよう善処を求めるというものである。

（2）はじめに、本件弔電に係る処理状況等について調査したところ、次のとおりであった。

① 本件弔電の差出人名は、徳島県農林水産部長名（以下「部長名」という。）で行われてる。

② 送付先の内訳は、県職員又はその家族（以下「職員等」という。）に対するものが9件、関係団体の元会長及び農林水産省の職員（以下「関係団体等」という。）に対するものがそれぞれ1件である。

③ 本件弔電に係る事務処理は、農林水産部農林水産政策課で行っている。

④ 送付先の選定は、農林水産政策課総務担当者が行っており、職員等に対するものは、県庁総合サービスネットワーク（全府LAN）で確認し、関係団体等に対するものは、部内関係課からの依頼に基づき、それぞれ処理している。

⑤ 本件弔電の送付に要した経費22,020円は、一般会計（（款）農林水産業費、（項）農業費）の役務費から4半期ごとに企画総務部管財課が所管する用度事業特別会計へ公金振替し、同課から西日本電信電話株式会社に支払われている。

（3）まず、弔電に係る経費の支出に関する財務会計上の事務手続についてみてみる。

弔電に係る経費の支出については、交際費として支出することも考えられるが、

電話料金と同様に通信運搬費として役務費で支出するのが一般的な方法であり、

本件弔電においても、その方法がとられている。

また、この経費の支出負担行為の権限は、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第6条別表第三の財務関係事項のその二に基づき、役務費の場合1,000万円未満にあっては、課長とされており、支出命令についても、全て課長の権限とされている。

そこで、経費の支出手続について確認するため、支出関係書類を徹したところ、本件弔電の経費の支出に係る支出負担行為決議書兼支出命令書（公金振替）における執行機関の決裁権者の欄には、農林水産政策課課長補佐の印が押されていたが、このことは、同規程第19条の規定に基づき第一順位者である課長補佐が代決したものであり、その手続においても、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）に則り処理がなされていた。

以上のことから、財務会計上の事務手続については、適正に処理されており、また、本件弔電に係る経費の支出に関しては、部長の権限に属するものではないことが認められた。

(4) 次に、部長名で行った弔電に係る経費の支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかについてみてみる。

本来、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないものであり、普通地方公共団体である県の予算執行（役務費の支出）が行われる場合においても、社会通念上許される範囲での支出がなされなければならないものである。

そこで、部長名で弔電を送付することが、社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かは、必要性と相当性の観点から、その行為と行政事務との関連性、送付先の選定方法、経費などの面について総合的に判断しなければならない。

① 職員等に対する弔電については、地方公共団体の事務事業は多くの職員により組織的に行われていることからすれば、組織を代表して部長が弔電という手段をもって職員等に対する弔意を表すということは、組織の円滑な運営に資するものとして、間接的にではあるが、地方公共団体の事務事業の執行にとって必要な行為であると考えられる。

また、社会一般においても、組織の長が、その所属する者の不幸に対して弔電を送ることは、通常行われている儀礼である。

② 関係団体等に対する弔電については、当該行為と行政事務との関連性について、農林水産行政を進めていく上で、関係者の理解と協力を得ることは、行政目的実現のための手段のひとつと考えられ、普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の交際を行うことは、普通地方公共団体も社会的な実体を有するものとして活動している以上、事務の遂行に随伴するものとして認められる。

③ 本件弔電の送付先の選定については、監査対象機関に確認したところ、農林水産政策課総務担当者が処理していることであり、その間、差出人である農林水産部長が送付先の選定には関与しておらず、恣意的に弔電を送付したということは認められなかった。

④ 本件弔電に係る経費は、1件当たり2,000円程度の妥当な金額であることからすれば、著しく支出の裁量権を逸脱、濫用した支出行為とは認められないものである。

これらのことから、本件弔電に係る経費の支出は、行政事務との関連性、送付先の選定の方法、経費などの面からみても儀礼としての相当な範囲で行われており、社会通念上許されるものであると認められ、公私を混同した違法若しくは不当な公金の支出であるということはいえないものである。

(5) また、請求人からは、祝電に係る電報が情報公開で開示されなかったことについて、事実を明らかにして欲しい旨の請求もなされたところであるが、住民監査請求は、法第242条第1項に規定により、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担又は違法若しくは不正に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときに監査を請求することができるものとされており、請求人が求める祝電に係る事実関係については、監査委員の監査の対象になじまないものである。

(6) 以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。